

令和6年 第4回

士幌町議会定例会議案

【議案第11号～第21号】

令和6年12月10日

- 議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第12号 士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例案
議案第13号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第14号 士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第15号 令和6年度士幌町一般会計補正予算（第8号）
議案第16号 令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第17号 令和6年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第18号 令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第19号 令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 令和6年度士幌町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
議案第21号 令和6年度士幌町下水道事業会計補正予算（第2号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月10日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第11号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「「100分の68.75」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第15条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800

10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800

43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300

76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400	386,600		
95		299,700	347,800	387,000		
96		300,100	348,200	387,400		
97		300,300	348,400	387,700		
98		300,600	348,800	388,200		
99		301,000	349,200	388,600		
100		301,400	349,500	389,000		
101		301,600	349,800	389,300		
102		301,900	350,200	389,800		
103		302,200	350,600	390,200		
104		302,500	351,000	390,600		
105		302,700	351,500	390,900		
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			

109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				
125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

第15条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正)

第3条 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例(昭和39年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族等のある職員	扶養親族等のない職員	
29,400	16,200	11,500

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	192,000
2	242,000
3	292,000
4	342,000
5	392,000
6	440,000
7	492,000
8	555,000

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(附則第3条において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の職員に対する寒冷地手当支給に関する条例(附則第3条において「改正後の寒冷地手当条例」とい

う。)の規定及び第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条及び附則第3条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

第2条 令和6年4月1日(以下この条において「切替日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、改正後の任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例、改正後の寒冷地手当条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の規定又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の寒冷地手当条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正(人事院勧告)に伴い、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び給料表について改定するため、条例を改正するものである。

議案第12号

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
1	183,500	41	238,200	81	278,800	121	298,000
2	184,600	42	239,100	82	279,500	122	298,300
3	185,800	43	239,900	83	280,200	123	298,600
4	186,900	44	240,700	84	280,900	124	299,000
5	188,000	45	247,400	85	281,500	125	299,200
6	189,700	46	248,600	86	282,200	126	299,400
7	191,300	47	249,800	87	282,800	127	299,700
8	192,900	48	251,000	88	283,500	128	300,100
9	194,500	49	252,100	89	284,100	129	300,300
10	196,200	50	253,200	90	284,800	130	300,600
11	197,800	51	254,300	91	285,400	131	301,000
12	199,400	52	255,400	92	286,100	132	301,400
13	201,000	53	256,400	93	286,700	133	301,600
14	202,700	54	257,400	94	287,400	134	301,900
15	204,400	55	258,400	95	288,000	135	302,200
16	206,100	56	259,400	96	288,500	136	302,500
17	207,400	57	260,400	97	289,000	137	302,700
18	209,000	58	261,300	98	289,600	138	303,000
19	210,600	59	262,200	99	290,100	139	303,300
20	212,100	60	263,100	100	290,700	140	303,600
21	213,600	61	263,900	101	291,200	141	303,800
22	215,200	62	264,700	102	291,700	142	304,200

23	216,800	63	265,500	103	292,300	143	304,600
24	218,400	64	266,300	104	292,900	144	304,900
25	220,000	65	267,000	105	293,400	145	305,100
26	221,700	66	267,800	106	293,900	146	305,300
27	223,000	67	268,600	107	294,300	147	305,600
28	224,300	68	269,300	108	294,600	148	306,000
29	225,600	69	270,000	109	294,800	149	306,200
30	226,700	70	270,800	110	295,100	150	306,400
31	227,800	71	271,600	111	295,300	151	306,700
32	228,900	72	272,300	112	295,600	152	307,000
33	230,000	73	273,000	113	295,800	153	307,400
34	231,100	74	273,800	114	296,000	154	307,600
35	232,200	75	274,600	115	296,300	155	307,900
36	233,300	76	275,300	116	296,500	156	308,200
37	234,400	77	276,000	117	296,800	157	308,500
38	235,400	78	276,700	118	297,100		
39	236,400	79	277,400	119	297,400		
40	237,300	80	278,100	120	297,700		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び次条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、期末・勤勉手当及び給料表について改定するため、条例を改正するものである。

議案第13号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町長等の給与等に関する条例（昭和46年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町長等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び次条の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当に関する特例）

第2条 令和6年12月に支給する期末手当についての改正後の条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「100分の230」とあるのは、「100分の235」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後の条例（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定を適用する場合においては、改正前の士幌町長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率引き上げを考慮し、町長等の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。

議案第14号

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の450」を「100分の460」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（報酬等の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。

説 明

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率引き上げを考慮し、議会議員の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。